

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岐阜市長 柴橋 正直

市町村名 (市町村コード)	岐阜市 (21201)	
地域名 (地域内農業集落名)	柳津地区 (本郷・宮上・宮下・高桑)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月26日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

稲作について、担い手へ農地の集積・集約化を進めているが、ほ場の区画が狭小な苗田地区があることや担い手の数が不足しているため、受け手への集積が困難となっている。

特色のある園芸作物が作られている地区があるが、多くの農地が水田で、稲作が中心である。用排水の関係で多様な農業が困難となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手への農地の集積・集約化と、個人農業者の農地利用が効率的に行えるよう、農地の利用調整を更に進めていく。

また、入作を進め、担い手の数を増やすことで、農地の集積・集約化を推進させていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	37.17 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37.17 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地の集積・集約化と、個人農業者の農地利用が効率的に行えるよう、農地の利用調整を更に進めていくとともに、入作を進め、担い手の数を増やす。 土地所有者、耕作者を含む地域住民で、農地の維持管理方法のルール化を検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後も、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていくこととし、担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
麦、大豆、高収益作物など需要に応じた栽培ができるように基盤整備の推進を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
人手不足に対応するため、地元出身者やその親族及びその他、外部からの人材を受け入れし、地域での育成に取り組む。 農地の貸借の意向がある場合は、市やJAに相談するように集落座談会などで周知する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--